

1. 改正の理由

平成 27 年 4 月 1 日付けで道路運送法施行規則が改正され、自家用有償旅客運送の旅客範囲について、これまで旅客名簿に記載されていた者に限定されていたものが、地域の交通が著しく不便であること、その他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合に、地域外からの訪問者等も運送できることとなった。

山古志地域・太田地区において、これまでも地域外に居住する地域住民の親族や当該地域への来訪者から地域バスを利用したい旨の要望があること、また地域の活性化と利便性に寄与できることから、このたび旅客範囲を拡大し、地域外からの利用者を運送できるよう改正したいもの。

2. 改正の内容

●現行の旅客範囲 ※運行計画「4. 利用者の範囲」の抜粋

○地域バス（公共交通空白地有償運送）を利用していただくにあたり、道路運送法施行規則第 49 条、第 51 条に基づき、利用者には事前に「登録」してもらいます。

○地域バスは、山古志地域・太田地区内での運行とするため、利用者は「地域全住民」及び地域に通学・通勤等を行う者とします。

《説明》

- ・利用者は事前に登録申請をし、運行事業者は登録名簿を作成する。
- ・利用者は、地域内の住民及び当該地域に日常生活に必要な用務を反復継続して行う者とする。

●改正案

「現行の旅客範囲」に、下記を追加する。

○来訪者又は滞在者のうち、当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行うものでない者。

《説明》

- ・地域住民が今までどおりであることはもちろん、名簿に記載されていない地域外からの訪問者等でも利用できる。
- ・平成 28 年 4 月 1 日から運行を開始する。

3. 輸送サービス提供の意思の有無における確認状況

(1) 主 旨

特定非営利活動法人中越防災フロンティアから自家用有償旅客運送に係る旅客範囲の変更についての要望（平成27年11月26日付）を受け、「道路運送法施行規則第49条第2項に係る公共交通空白地有償運送の申請に対する処理方針」に基づき、長岡市内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対し、山古志地域・太田地区において輸送サービスを提供する意思の有無について確認したものを。

(2) 依 頼 文

別紙1のとおり

(3) 確 認 対 象

長岡市内に営業所を有するバス及びタクシー事業者 全21社

(4) 方 法

別紙2のとおり文書にて照会

(5) 回 答 結 果

現状で輸送サービスの提供は困難と回答した事業者数	18社
書面回答無し	3社

書面にて回答を得られなかった3社においては、直接聞き取りを行った。

2社については、輸送サービスの提供を検討しているが経路や時期が決まっておらず、また、1社については、山古志地域が営業区域でないため、即時に輸送サービスを提供できる状況ではなかった。

(6) 長岡市としての判断

山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）運行ルート内（別紙3参照）のみの移動において、事業者により即時に輸送サービスが提供される状況ではなく、交通が困難であると判断する。

なお、今後事業者による輸送サービスの提供が具体化した際は、改めて協議するものとする。

(7) 報 告 書

別紙4のとおり

平成 27 年 11 月 26 日

長岡市長 森 民夫 様

特定非営利活動法人 中越防災フロンティア
理事長 田中 仁



自家用有償旅客運送に係る旅客範囲の変更について (依頼)

自家用有償運送旅客運送の旅客範囲を下記のとおり変更したいので、道路運送法施行規則第 49 条第 2 項に係る公共交通空白地有償運送の申請に対する処理方針 (平成 27 年 3 月 31 日付け公示第 98 号) に基づき、手続きを進めてくださるようお願いいたします。

なお、この自家用有償旅客運送は、公共交通空白地における地域住民の生活交通の確保を主旨としており、乗合バス事業者による一般旅客自動車運送事業が実施される際は、その事業に競合しないよう対応することを申し添えます。

記

1 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人 中越防災フロンティア
新潟県長岡市山古志虫亀 3 3 7 3 番地 1
理事長 田中 仁

2 登録番号
北新過第 5 号

3 自家用有償運送の種別
公共交通空白地有償運送

4 運送しようとする旅客の範囲
公共交通空白地有償運送

新	旧
名簿記載者、地域外からの来訪者	名簿記載者

5 変更予定日
平成 28 年 4 月 1 日



長 交 第 35 号
平成 27 年 12 月 日

(バス・タクシー事業者) 様

長岡市長 森 民 夫

山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）運行ルート内のみの輸送サービスの提供について（照会）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから本市の交通行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、山古志地域・太田地区では、路線バスの代替交通として、地域住民が主体となった公共交通空白地有償運送（コミュニティバス）が行われているところです。

このたび、地域住民の要望を受け、運行事業者から道路運送法施行規則第 49 条第 2 項に基づき、「山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）運行ルート」内のみにおいて、旅客名簿に記載されていない地域外からの来訪者についても運送したいとの申し出がありました。

つきましては、「公共交通空白地有償運送の申請に対する処理方針 一部改正 平成 27 年 3 月 31 日付け公示第 98 号」に基づき、市内で営業されている交通事業者の皆様による当該地域における輸送サービスの提供の状況について、下記のとおり照会させていただきますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

記

1 ご回答いただきたい内容

別添「山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）運行ルート図」記載のルート内のみでの輸送サービスの状況

2 回答方法

- ・別紙「山古志地域・太田地区バス（クローバーバス）運行ルート内のみの輸送サービスの提供について（回答）」により、平成 27 年 12 月 25 日（金）までに郵送にて送付いただきますようお願いいたします。
- ・ご質問等がありましたら、下記担当までご連絡ください。

担 当：交通政策課 交通政策係
電 話：0258-39-2267
F A X：0258-39-2293